

ホテル・旅館等に係る表示制度について

＝表示制度とは＝

ホテル・旅館等の関係者からの申請に対し、消防機関が審査を行った結果、消防法令のほか、重要な建築構造等に関する基準に適合していると認められる建物に対して、消防機関から表示マークを交付する制度です。

なお、表示マークの交付を受けた建物の関係者は、建物に掲出するほか、ホームページ等に表示マークを掲出することができます。

＝対象となる建物＝

岩国地区消防組合管内（岩国市・和木町）にあるホテル・旅館等（複合用途の建物内にホテル・旅館等がある場合を含む。）で、**収容人員が30名以上、かつ3階建て以上**のものが対象となります。

※ 表示制度の対象外となる建物も、表示マークは交付されませんが、「表示制度対象外申請書」により申請し、消防法令のほか、重要な建築構造等に関する基準に適合していることが認められた場合、「表示制度対象外通知書」を受けることができます。

＝申請に必要な書類＝

- 1 表示マーク交付（更新）申請書
- 2 防火対象物（防災管理）点検結果報告書
- 3 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書
- 4 製造所等定期点検記録表
- 5 特殊建築物等定期点検調査報告書
- 6 その他消防機関が必要と認める書類

